

## 大阪市介護老人保健施設協議会開催要綱

### (設置)

第1条 長寿社会に対応した介護老人保健施設の適正かつ健全な整備と運営の確保に資するため、大阪市介護老人保健施設協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 介護老人保健施設の適正かつ健全な整備に関すること。
- (2) 介護老人保健施設の運営に関すること。
- (3) 介護老人保健施設と地域の保健、福祉、医療関係機関との連携に関すること。
- (4) その他前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと。

### (協議会の委員)

第3条 協議会は、次の各号に該当する8名以内の委員が参加するものとする。

- (1) 高齢者保健、福祉又は医療に関し、優れた識見を有する者
- (2) 法律又は経営等に優れた識見を有する者
- (3) 本市職員

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名した委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し会長がその議長となる。

2 協議会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (守秘義務)

第6条 委員は、協議会において知りえた情報を公開してはならない。その任を退いた後も同様とする。

但し、本市が公表又は公開した情報については、この限りでない。

### (委員会等の公開)

第7条 協議会は非公開とする。

### (庶務)

第8条 協議会の庶務は健康福祉局高齢者施策部高齢施設担当において行う。

### 附 則

この要綱は、平成13年3月8日から実施する。

### 附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は、平成16年1月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成21年3月2日から施行する。